

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（二・教育庁総務課）……………1
- 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（三・教育庁総務課）……………1
- 秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（四・教育庁総務課）……………1
- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（五・教育庁総務課）……………2
- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則（六・義務教育課）……………3
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（七・特別支援教育課）……………8

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第二号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 秋田県総合教育センターに関すること。

第六条第十七号を削る。

第八条第一項第十七号中「秋田県立子ども博物館」を削る。

第十五条第三項の表中第十九号を削り、第二十号を第二十二号

とし、第十八号の次に次の三号を加える。

十九	文化財主査	文化財に関する特定の事務の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
二十	文化財主任	文化財に関する事務を分掌する。
二十一	文化財主事	文化財に関する事務をつかさどる。

第十六条の表秋田県立子ども博物館の項を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十九条第一項中「子ども博物館」を削る。

第三十条第三項の表第一号、第十号及び第十一号中「子ども博物館」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第三号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

日次中「第五章 子ども博物館（第二十条―第二十三条）」を「第五章 削除」に改める。

「第五章 削除」に改める。

第二条第一項中「除く。」の下に「第三条第一項において同じ。」を加え、「当該各号」を「当該各号」に改め、同項第一号中「土曜日」を「土曜日又は」に改め、「又は第四条第一項に規定する館内整理日（次号において「日曜日等」と総称する。）」を削り、「午後五時」を「午後六時」に改め、同項第二号中「日曜日等」を「日曜日、土曜日又は休日」に、「午後五時」を「午後六時」に改め、同条第二項中「午前九時三十分から午後五時」を「午前十時から午後四時」に改め、同条第三項中「（以下この章において「図書館」という。）」を削る。

第三条第一項第一号を次のように改める。

一 一月及び十二月を除く各月の初日。ただし、これらの日が日曜日、土曜日又は休日当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日

第三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 秋田県立図書館あきた文学資料館の休館日は、次に掲げる日とする。

- 一 月曜日
- 二 一月一日から同月三日までの日
- 三 十二月二十八日から同月三十一日までの日
- 四 館長が別に定める特別整理期間に当たると日

第四条 削除

第五条中「図書館」を「秋田県立図書館（以下この章において「図書館」という。）」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第二十条から第二十三条まで 削除

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第四号

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（公開請求書の様式等）」に改め、同条第一項中「の規定による公開請求」を「に規定する公開請求書の様式」に改め、「請求書により行う」を削り、同条第二項中「前項」を「同項」に、「請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信すること」を「公開請求書をファクシミリ装置を用いて送信する方法」に改め、同条に次の一項を加える。

3 秋田県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条

例(平成十九年秋田県条例第一号)第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して条例第九条第一項の公開請求書の提出をする場合には、教育委員会の定めるところにより、同項各号に掲げる事項に係る情報を教育委員会に送信してしなればならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥 子

秋田県教育委員会規則第五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「管理職手当額表」を「管理職手当の月額」に改め、「別表第十の五」の下に「及び別表第十の六」を加え、同条第三項を削る。

第六十条第二項中「異動等の日から起算して五年に達するまでの間は百分の四、同日から起算して五年に達した後」を削る。

第六十四条の二第一項中「別表第十の五の月額欄に規定する場合の」を「第五十六条の規定による」に改め、同項第一号中「百分の十二、百分の十四及び百分の十六」を「六種、五種及び四種」に改め、同項第二号中「百分の十」を「七種」に改める。

第七十四条の三の三を削る。

第七十四条の四中「第七十四条の二」を「第七十四条の二及び」に改め、「及び前条第一項」及び「又は休職期間」を削る。

別表第五中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」及び「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第十の三及び別表第十の五を次のように改める。

別表第十の3 (第55条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
市町村立の小学校及び中学校	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第73条第2項に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育	2

1	児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分枝において、教育に直接従事することを本務とする職員(教頭を除く。)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条に規定する児童自立支援施設内に設置する分枝において、教育に直接従事することを本務とする職員(教頭を除く。)
	② 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の21第1項に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	② 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第73条の21第1項に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とする職員

別表第十の5 (第56条関係)

組 織	職	区 分
市町村立の小学校及び中学校	校長	六種(県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める場合にあつては、四種又は五種)
	教頭	七種(県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める場合にあつては、六種)
	統括事務長	七種

別表第十の五の次に別表第十の六を加える。

別表第十の6 (第56条関係)

1 教育職(給料表)

職務の級	区 分	管理職手当の月額
4 級	四 種	70,100円

3 級	五 種	61,400円
	六 種	52,600円
	七 種	43,700円

2 教育職(給料表)

職務の級	区 分		管理職手当の月額
	四 種	五 種	
4 級	四 種	五 種	72,800円
	五 種	六 種	63,700円
3 級	六 種	七 種	54,600円
	六 種	七 種	52,900円
	七 種		44,100円

3 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の月額
6 級	七 種	41,600円
	七 種	39,700円
5 級	七 種	39,700円
	七 種	37,000円

別表第十三の一級地(昭和四十七年五月一日指定) 保呂羽小学校の項「一級地(平成二年一月一日指定) 上松木内小学校の項並びに一級地(平成八年一月一日指定) 沖田面小学校の項及び太平洋小学校木曾石分校の項を削る。

別表第十三の三中「学校名」を「学校等の名称」に改め、同表平成十四年一月一日指定西中学校の項中「西中学校」を「西仙北西中学校」に改め、同表に次のように加える。

--	--	--

平成十九年四月 一日指定	上小阿仁小学校	北秋田郡上小阿仁村
-----------------	---------	-----------

附 則

1 (施行期日)
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)第十三条の三第一項の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「新規則」という。)第五十六條第二項の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成二十三年三月三十一日までの間、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第五十六條第二項に規定する別表第十の五に掲げる職に係る同表の月額欄に定める割合(以下「旧支給割合」という。)に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規別表第十の五に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当の額
- 二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた

職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧支給割合より低い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規別表第十の五に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。) 施行日以降に適用されることとなる新規別表第十の五の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以降に適用されることとなる新規別表第十の五の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

五 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級と同一の職務の級に属するものうち、旧支給割合より高い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規別表第十の五に掲げる職を占める職員 同日にその者が受けていた管理職手当の額

六 施行日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

七 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用職員であつた者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなつた職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める職員 前各号の規定に準じて教育委員会が人事委員会と協議して定める額

附則別表

区 分	種 種	種 種	種 種
-----	-----	-----	-----

新	四
旧支給割合	百分の十六
	百分の十四
	百分の十二
	百分の十

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日
秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第六号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則
教育職員免許法施行細則(平成元年秋田県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号(ウ)中「免許証」を「免許状授与の基礎資格に係る免許証」に改める。

第三条第一項第五号中(ウ)とし、(ロ)から(イ)までを一つずつ繰り下げ、(ロ)の次に次のように加える。
(イ) 免許状授与の基礎資格に係る免許証の写し

第三条の次に次の一条を加える。
(特別支援教育領域の追加の定め)
第三条の二 本県において特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)の追加の定めを受けようとする場合は、前二条の規定による願い出をするに当たり、これらの条に掲げる書類のほか、当該免許状を添付しなければならない。
第七条に次の二項を加える。

5 法別表第七の規定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法は、別表第五に定めるところによる。

6 法第五条の二第三項の規定による教育職員検定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の当該新教育領域に関する科目に係る単位の修得方法は、別表第五の二に定めるところによる。
第八条中「別表第五」を「別表第六」に改める。
別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の二表を加える。

別表第五 法別表第七の規定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者の単位の修得方法(第七条関係)

三		在職年数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	授与を受けようとする特別支援教育の基礎理論に関する科目	第三欄	第四欄
一				授与を受けようとする特別支援教育の基礎理論に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目
二				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目
二				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目
一				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目
六				心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心身に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目

備考

一 第二欄に掲げる科目の単位は、視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該教育領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）についてそれぞれ一単位以上合わせて二単位以上を修得し、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目について合わせて二単位以上を修得するものとする。

二 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

別表第五の二 法第五条の二第三項の規定による教育職員検定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の当該新教育領域に関する

る科目に係る単位の修得方法（第七条関係）

視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める場合	二
知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める場合	一

備考

法第五条の二第三項の規定による教育職員検定により特別支援学校教諭の一種免許状又は二種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合の別表第五の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもってこれに替えることができる。この場合において、同表の第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、同欄に掲げる科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならぬ。

様式第一号中「2 教科」を「2 教科等」に改める。

様式第二号中



に、「教科」を「教科等」に、「学校名」を「学校名及び学部・学室名」に改める。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号 実務に関する証明書 (第3条、第5条関係)

実 務 に 関 す る 証 明 書

本 籍

現住所

氏 名

年 月 日生

勤 務 期 間 (ア)	勤 務 先	学部等	職 名	教科等	期 間	小 計
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
休 職 等 の 期 間 (イ)	事 由				期 間	小 計
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
					年 月 日～ 年 月 日	年 月
実勤務期間の合計 (ア～イ)						年 月

勤 務 状 況	
研 究 又 は 資 質 向 上 の 実 績	
指 導 及 び 教 科 等 の 実 績	
所 属 長 の 意 見	

上記のとおり証明する

年 月 日

所属長



所轄庁



様式第九号中「様式」を「様式」に改める。
様式第十号及び様式第十一号中「様式」を「様式」に改め
る。

様式第十三号中「特別」を「特別」に改める。
様式第十四号を次のように改める。

様式第14号 教育職員免許状授与証明書交付申請書 (第11条関係)

年 月 日

秋田県教育委員会 様

本 籍

現住所

氏 名

Ⓔ

年 月 日生

教育職員免許状の授与証明書の交付について (申請)

次の免許状に係る授与証明書を交付して下さるよう申請します。

免 許 状 の 種 類	教 諭	免 許 状
教 科 等		
授 与 年 月 日	昭和・平成	年 月 日
授 与 番 号		
追加の定めを受けた 教 育 領 域 等	教育領域名	
	追加年月日	年 月 日
必 要 と す る 理 由		

様式第十五号を次のように改める。
様式第十五号 特別免許状(第十二条関係)

(教育職員) 特別免許状

割印

本籍地 氏名 年月 日生

右の者に教育職員免許法(第一条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員) 特別免許状を授与する

(記)

年月日

秋田県教育委員会 印

番号 授与条件

様式第十六号を次のように改める。

様式第十六号 臨時免許状(第十二条関係)

(教育職員) 臨時免許状

割印

本籍地 氏名 年月 日生

右の者に(教育職員免許法)(第一条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員) 臨時免許状を(授与)する

(記)

年月日

秋田県教育委員会 印

番号 授与条件

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
2 この規則による改正前の教育職員免許法施行細則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用

附 則

することができる。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日
秋田県教育委員会委員長 太田 有子

秋田県教育委員会規則第七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第一条 秋田県立特殊教育学校学則の一部改正

秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県立特別支援学校学則

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育学校」という。)」を「特別支援学校」に改める。

第二条中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

様式第一号及び様式第二十号中「秋田県立特殊教育学校学則」を「秋田県立特別支援学校学則」に改める。
(秋田県立特殊教育学校管理規則の一部改正)

第二条 秋田県立特殊教育学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
秋田県立特別支援学校管理規則

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

様式式中「秋田県立特殊教育学校管理規則」を「秋田県立特別支援学校管理規則」に改める。

様式第一号及び様式第二十号中「殿」を「様」に、「により」を「により」に改める。

様式第三号中「により、」を「により」に改め、同様式別紙一―一中「盲学校、聾学校、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改め、同条第九号、第十二号及び第十三号中「県立特殊教育学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十四号中「県立特殊教育学校及び特殊学級」を「県立特別支援学校及び特別支援学級」に改める。

同条第九号、第十二号及び第十三号中「県立特殊教育学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十四号中「県立特殊教育学校及び特殊学級」を「県立特別支援学校及び特別支援学級」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

行う特別支援学校」に改め、同様式別紙一―三中「知的障害養護学校」を「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改め、同様式別紙一―四中「知的障害養護学校」を「知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

様式第四号中「により、」を「により」に改め、同様式別紙一―一中「盲学校、聾学校、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改め、同条第九号、第十二号及び第十三号中「県立特殊教育学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十四号中「県立特殊教育学校及び特殊学級」を「県立特別支援学校及び特別支援学級」に改める。
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

第三条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号から第六号までの規定中「県立特殊教育学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第七号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第九号、第十二号及び第十三号中「県立特殊教育学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第十四号中「県立特殊教育学校及び特殊学級」を「県立特別支援学校及び特別支援学級」に改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 863 8766 FAX 863 0005
Email: matsubara@matshbaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

